平成２４年（フ）第８５号
山口県防府市大字高井717番地の47
債務者　河野　且貴
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
宮崎市希望ケ丘１丁目21番５号　市営住宅183棟27号
債務者　平山　律子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３号
秋田県大仙市太田町中里字二十町131番地
債務者　佐々木みどり
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１１９１号
埼玉県鴻巣市箕田109番地３　101号室サンビレッジ北鴻巣Ａ
債務者　坂本　良一
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９４号
札幌市豊平区月寒東５条12丁目６番５号　ラサールハイム101号
債務者　加藤　紀彦
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０６号
埼玉県蕨市北町４丁目10番28号、前住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―801号
債務者　人見　美彦
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８２号
名古屋市中川区五月南通２丁目３番地の１サツキビル301号
債務者　和田　哲由
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　品川菜津美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７７号
京都府南丹市美山町中上前62番地
債務者　松村生コンこと新井潤植こと　朴　潤植
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　正元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23607番地２
債務者　寺田　賢二
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９６４号
札幌市手稲区前田８条15丁目17番10―107号
債務者　古川　るみ
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６０号
埼玉県春日部市小渕1488番地１　リバーサイドヴィラ202号、旧住所埼玉県春日部市小渕693番地４
債務者　佐藤　義範
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
群馬県前橋市文京町３丁目21番18号
債務者　吉田　孝之
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
北海道旭川市錦町20丁目2166番地の102
債務者　小瀧　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
北海道伊達市松ヶ枝町154番地20　ケアハウス伊達ぷらいむ館
債務者　根尾　好信
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０７号
函館市北浜町２番３―301号
債務者　房田　道博
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５０号
函館市日吉町３丁目26番１―110号
債務者　山田　　孝
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５１号
函館市吉川町２番19号
債務者　渡部　勝昭
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
函館地方裁判所